

● 年度途中で自動車を新規登録したとき

次の計算式で算出した額を登録の際に納めていただきます。

自動車税種別割の額 = 年税額 × 登録の翌月から3月までの月数 ÷ 12 (100円未満切り捨て)

(例) 排気量2,000ccの自家用乗用車を5月に中古新規登録した場合 (新車新規登録は令和元年9月30日以前の場合)

$39,500円 \times 10カ月 \div 12カ月 = 32,900円$

